

○射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成17年11月1日

規則第73号

改正 平成20年3月19日規則第9号

平成24年6月25日規則第28号

平成27年6月17日規則第21号

平成27年12月28日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第143号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付申請)

第2条 条例第4条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格登録(更新)申請書(様式第1号。以下「登録(更新)申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 戸籍の謄本又は抄本

(2) 世帯の全員の住民票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当証書を提示したときは、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請には、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証(以下「保険証」という。)を提示しなければならない。

(受給資格証等の交付)

第3条 市長は、条例第4条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)及び福祉医療費請求書(様式第3号)又はひとり親家庭等医療費(療養費払)助成申請書(様式第4号)に必要事項を記載して交付しなければならない。

(受給資格証の有効期間)

第4条 受給資格証の有効期間は、対象者と決定した日からその日以後の最初に到来する9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の受給資格証の有効期間は、次に定める日までとする。

- (1) 受給資格者が射水市の区域内から他の市町村に転出した場合 射水市の区域内に住
所を有しなくなった日
- (2) 受給資格者が死亡した場合 死亡した日
- (3) 医療保険各法の被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は医療保険各法の被扶養
者の資格を喪失した場合 医療保険各法の被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は
医療保険各法の被扶養者の資格を喪失した日の前日
- (4) 受給資格者が婚姻した場合 婚姻した日の前日
(受給資格証の更新申請)

第5条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、第2条に掲げる書類を提示し、
又は添付して登録（更新）申請書を市長に提出し、受給資格証の更新を申請しなければな
らない。

(受給資格証の再交付)

第6条 受給資格者は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療
費受給資格証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して、その再交付を申請することが
できる。

2 受給資格証を破り、又は汚した場合、前項の申請書に、その受給資格証を添えなければ
ならない。

(助成の申請)

第7条 条例第6条の規定による助成を受けようとする場合は、ひとり親家庭等医療費(療養
費払)助成申請書によらなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を
決定して、申請者に通知しなければならない。ただし、通帳の印字等により、医療費助成
額が確認できる場合は、その通知を省略することができる。

(対象の給付)

第8条 条例第5条に規定する規則で定める給付は、次のとおりとする(入院時の食事療法及
び生活療養に要した費用を除く。)

- (1) 保険外併用療養費
- (2) 療養費
- (3) 訪問看護療養費

- (4) 家族療養費
 - (5) 家族訪問看護療養費
 - (6) 特別療養費
- (保険医療機関等)

第9条 条例第6条に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
 - (2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師
 - (3) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第3条の2に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師
 - (4) 前各号に掲げる者のほか市長が認めた者
- (受給資格証の提示等)

第10条 条例第6条ただし書の規定による助成を受けようとする場合、受給資格者は、保険医療機関等に受給資格証及び保険証を提示し、第3条の規定による福祉医療費請求書を提出しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第11条 条例第6条ただし書の規定により保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(氏名変更等の届出)

第12条 条例第7条第1号に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 条例第5条に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合又は事業団の医療に関する給付内容の変更
- (4) 被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号の変更

(届出の様式)

第13条 条例第7条の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき ひとり親家庭等医療費受給資格内容変更届(様式第6号)
- (2) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第7号)
- (3) ひとり親家庭等の医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたとき 第三者の

行為による被害届(様式第8号)

(受給資格証の返還)

第14条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給資格証を返還しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給資格証の有効期間が満了したとき。
- (3) 第6条の規定により、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したとき。

(添付書類の省略)

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、平成18年度における医療に係る助成金から適用し、平成17年度における医療に係る助成金については、なお合併前の新湊市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成5年新湊市規則第24号)、小杉町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成5年小杉町規則第19号)、大門町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年大門町規則第12号)又は大島町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成5年大島町規則第4号)の例による。

附 則(平成20年3月19日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月17日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第13条関係)